

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成25年 7月 2日

京都市長 門川大作

1 許可年月日及び許可番号

平成24年3月28日 第4024号

平成24年7月3日 変第1779号

平成25年5月9日 変第1808号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市西京区松尾神ヶ谷町1番地(一部), 11番地(一部), 12番地の5(一部),
14番地の5及び14番地の6

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市西京区御陵嶋谷6番地の5

株式会社永田工務店

代表取締役 永田稔

(都市計画局都市景観部開発指導課)